

# 松本市空き家等の適正管理に関する条例の改正について

松本市空き家等対策協議会 資料3

4.10.11

住宅課

## ◎改正目的

空き家等の定義・用語を整理し、条例と空き家等対策の推進に関する特別措置法(以下、「法」と)との整合を図るとともに、法を補完し、より空き家・空き地問題の実情に沿った対応をするため。

## ◎主な改正内容

### 【緊急安全措置の追加】

著しい管理不全の空き家・空き地を放置することにより、市民の生命や財産に重大な損害が生じるおそれがある緊急の場合に、市が最低限度の措置を行う「緊急安全措置」を新設

### 【空き地の定義】

旧条例では「空き家等」の「等」に含む形で定義されているものを明確にする。

### 【松本市管理不全空き家等審議会の削除】

法施行前に条例に基づき設置したが、法より定められた協議会と内容が重複するため、審議회를削除

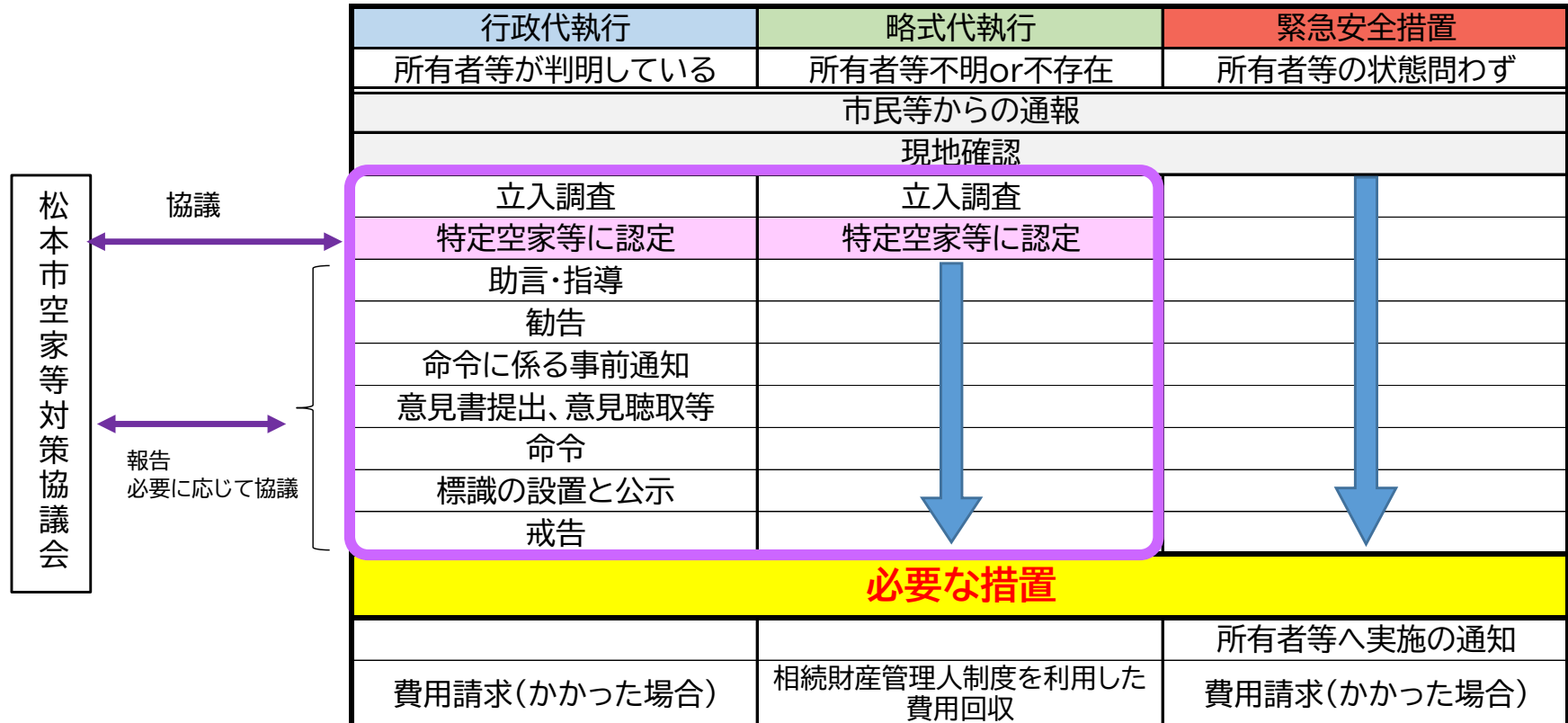
# 緊急安全措置について

松本市空家等対策協議会 資料3
4.10.11
住宅課

## ◎新設の理由

法では、市自らが危険を除去できるよう、行政代執行(所有者不明の場合は略式代執行)が規定されていますが、下図のとおり一連の手続きを踏まなければならないため、危険が切迫している場合に対処が間に合わないおそれがあります。

そこで、緊急安全措置を規定することで、法の手続きを踏む時間的余裕がない場合には、市が最低限度の措置を行い、市民の生命及び財産を守るものです。



# 緊急安全措置について

松本市空家等対策協議会 資料3

4.10.11

住宅課

## ◎措置の内容

基本的には、市の職員が対処出来る軽微なもので、必要最低限の内容とします。

### 例

- ・窓やドアが開いている、ガラスが割れている ➡ 施錠、ベニヤ等で蓋をする
- ・建物の一部が倒壊しそう ➡ 規制テープ、三角コーンなどで注意喚起



- ・トタンがバタバタしている、壁板が飛びそう ➡ 取り外して敷地内に置く、ロープや釘で固定